

高校生世代の 通院医療費無償化が始まります！

令和6年10月1日から、高校生世代の子ども医療費助成制度を拡大し、入院医療費に加えて通院医療費の自己負担額が無料となります。

対象の方には6月上旬に申請書をお送りしますので、申請してください。申請した方には、9月中旬に「子ども医療費受給者証」をお送りします。



【対象】

18歳になる年度末までの高校生世代の方

※学生でない方も対象です。

※母子家庭等医療・障害者医療・精神障害者医療（全疾病/黄緑色）の受給資格の方には、新しい受給者証の送付はありません。10月1日以降も、現在の受給者証を使用してください。

【助成方法】

医療機関を受診した際に、窓口で保険証と併せて子ども医療費受給者証を提示してください。保険診療分の自己負担額が無料になります。

【助成内容】

対象	令和6年9月まで	令和6年10月から
未就学児 小中学生	入院医療費 + 通院医療費 (受給者証あり)	入院医療費 + 通院医療費 (受給者証あり)
高校生世代	入院医療費のみ (受給者証なし) ※申請による払い戻し	



◀ 市HP

● 中学3年生までの方へ

制度の拡大に伴い、子ども医療費受給者全員の受給者証の有効期限が延長となります。また、小中学生は受給者番号が変更となります。新しい受給者証は9月中旬にお送りします。申請は不要です。

対象	令和6年9月まで		令和6年10月から	
	受給者番号	有効期間	受給者番号	有効期間
未就学児	386*****	6歳の年度末まで	変更なし	18歳の年度末まで
小中学生	486*****	15歳の年度末まで	386*****	
高校生世代	なし	なし		



初めて大きな病院を受診した時にかかる特別料金は助成の対象になるの？

紹介状がなく、初めて大きな病院を受診した時の特別料金「選定療養費」は、助成の対象外です。



～適正な受診を心がけましょう～

必要な方が安心して医療を受けられるようご協力ください。

- 急を要しない夜間・休日の受診は控えましょう。
- 治療の際に複数の医療機関を受診する「はしご受診」、同じ治療や検査を何度も繰り返す「頻回受診」は控えましょう。
- なんでも相談できる、身近な「かかりつけ医」を持ちましょう。

▶ 保険年金課（医療係） ☎23-3514